

産業廃棄物処理実績報告書提出の手引き（令和6年度実績分）

青森県では、産業廃棄物の処理実態を把握し、適正処理を推進するため、前年度の産業廃棄物処理実績を以下のとおり提出していただいております。

1 対象者

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に青森県の次の許可を有していた事業者

- （1）産業廃棄物処分業許可
- （2）特別管理産業廃棄物処分業許可
- （3）産業廃棄物処理施設（廃棄物処理法第15条に規定される施設）の設置許可
（（1）及び（2）の許可を有しない場合に限る。）

2 報告の対象期間・内容

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）の青森県内（青森市及び八戸市を除く。）における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分（中間処理・最終処分）実績

※ 青森市内及び八戸市内において移動式の処理施設により処分したものは今回の報告対象となりません。

3 報告様式

業者区分	報告様式
産業廃棄物処分業者 特別管理産業廃棄物処分業者	様式1「産業廃棄物処分実績報告書」
産業廃棄物処理施設の設置者（※自社処理のみ） ※（特別管理）産業廃棄物処分業者は様式1により回答してください。	様式2「産業廃棄物の処分実績報告書」

なお、各様式は青森県庁ホームページ内（下記アドレス）に掲載しておりますので御活用ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/sanpaijisski-h21.html>

4 報告先

主たる処理施設の設置場所（移動式の処理施設にあつては駐機場所）を管轄する環境管理事務所に提出してください。（管轄区域は別表1のとおりです。）

なお、駐機場所が県外又は青森市内にある場合は青森環境管理事務所、八戸市内にある場合は八戸環境管理事務所となります。

また、青森市内及び八戸市内において移動式の処理施設により処分した実績は、今回の

報告対象とはなりません。

5 報告期限

令和7年11月28日（金）

6 報告方法

電子メールで提出してください。

※1 集計作業の効率化のため、報告書は指定の様式（エクセルファイルで提出くださるようお願いします。

※2 エクセルファイル名を事業者名に変更してくださるようお願いします。

例）様式1_処理業者実績報告用→〇〇株式会社

7 問合せ先

青森県環境エネルギー部資源循環推進課（廃棄物・不法投棄対策グループ）又は報告先となる各環境管理事務所までお問い合わせください。

8 作成時の注意点

（1）全般

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に青森県の許可を有している業者を対象としていますので、令和6年度中に廃業した場合や許可の更新を行わなかった場合等においても報告が必要です。

報告書における処分量、委託量等の単位はt（トン）となります。m³で管理している場合は下記URLに記載の単位換算係数表を用いて換算してくださるようお願いします。

https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/assets/files/jwnet_COF_hs_ver1_7.pdf

（産業廃棄物処理振興センターHPから）

（2）様式1

① 報告の対象は、青森県の（特別管理）産業廃棄物処分業許可業者で、令和6年度に青森県内（青森市及び八戸市を除く。）で処分を行ったものとなります。

※ 青森市内及び八戸市内において移動式の処理施設により処分したものは今回の報告対象になりません。

② 実績のない場合は実績記載箇所「なし」を選択し提出してください。

③ 排出場所には、実際に廃棄物が発生した事業所の所在地をプルダウンから選択してください。

④ 記載に当たっては、別添の記載例及び様式中の参考事項に留意してください。

「廃棄物の種類」は選択式のため、プルダウン中から適した項目を選択してください。（項目は別表2のとおりです。）

- ⑤ 記入欄が足りない場合はエクセルシート内の行を追加して記載してください。

(3) 様式2

- ① 報告の対象は、産業廃棄物処理施設の設置者（自社処理のみ）で、令和6年度に青森県内（青森市及び八戸市を除く。）で処分を行ったものとなります。

なお、（特別管理）産業廃棄物処分業者は様式1での報告となりますので、様式2の提出は不要です。（特別管理）産業廃棄物処分業者で自社処理を行った場合は、様式1に記載して提出してください。

- ② 実績のない場合は、空欄に「実績なし」と記載してください。
- ③ 記載に当たっては、別添の記載例及び様式中の参考事項に留意してください。
- ④ 記入欄が足りない場合はエクセルシート内の行を追加して記載してください。

(別表 1)

環境管理事務所所在地等

環境管理事務所所在地・連絡先	管轄区域
青森環境管理事務所 〒038-0031 青森市大字三内字丸山 198-4 青森県運転免許センター 2 階 電話 017-763-5292 FAX 017-763-5782 E-mail ao-kankyo@pref.aomori.lg.jp	東津軽郡 上北郡（野辺地町、横浜町、 六ヶ所村）
弘前環境管理事務所 〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 弘前合同庁舎 1 階 電話 0172-31-1900 FAX 0172-38-5318 E-mail HI-KANKYO@pref.aomori.lg.jp	弘前市、黒石市、五所川原市、 つがる市、平川市 西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、 北津軽郡
八戸環境管理事務所 〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 八戸合同庁舎 2 階 電話 0178-27-5111(代表) FAX 0178-27-1922 E-mail HA-KANKYO@pref.aomori.lg.jp	十和田市、三沢市 上北郡（七戸町、六戸町、東北町、 おいらせ町）、三戸郡
むつ環境管理事務所 〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 むつ合同庁舎新館 1 階 電話 0175-33-1900 FAX 0175-23-1853 E-mail MU-KANKYO@pref.aomori.lg.jp	むつ市 下北郡

※ 報告先については、主たる処理施設の設置場所（移動式の処理施設にあっては駐機場所）を管轄する環境管理事務所となります。

ただし、駐機場所が青森市内又は県外にある場合は青森環境管理事務所に、八戸市内にある場合は八戸環境管理事務所となります。

また、青森市及び八戸市において移動式の処理施設により処分した実績については、それぞれの市に報告することとなりますのでご注意ください。

(別表 2)

「廃棄物の種類」の選択項目

1	燃え殻
2	汚泥
3	廃油
4	廃酸
5	廃アルカリ
6	廃プラスチック類
7	紙くず
8	木くず
9	繊維くず
10	動植物性残さ
11	動物系固形不要物
12	ゴムくず
13	金属くず
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず
15	鉱さい
16	がれき類
17	動物のふん尿
18	家畜の死体
19	ばいじん
20	その他（上記に区分できないもの）

※ 1 PCB 含有廃棄物、廃水銀等、廃石綿等、感染性廃棄物については、「その他（上記に区分できないもの）」を選択し、その他の内容欄に記入してください。

※ 2 混合廃棄物の場合は主要なものに按分して、可能な限り指定の品目に分類してください。按分できない場合は混合物のうち主要なものを選択してください。